

子ども・子育て支援新制度に係る条例制定について

新制度の目的

新制度では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、次の3つを目的としています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

新制度では、これらの目的を達成するため、各市町村が実施主体となって、子育て中の市民の皆さんのニーズを把握したうえで、子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的に給付や事業等を行っていきます。

新制度のポイント

①幼児期の学校教育・保育を行う施設に対する財政支援が一本化されます

これまで、幼稚園・保育所・認定こども園などへの公的な財政支援は、それぞれの制度に基づいて個別に行われていました。新制度では、共通の給付制度（施設型給付）が創設され、公的な財政支援が一本化されます。

②小さな規模の保育事業も財政支援の対象となります

これまで、認可外とされてきた定員20人未満の小さな規模で行う「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」は、市町村の認可事業となり、新たに創設される給付制度（地域型保育給付）により、公的な財政支援が行われます。

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援が充実します

教育・保育施設を利用する子どものいる家庭だけでなく、在宅での子育てを行う家庭を含む「すべての子育て家庭」を対象として、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を充実させるため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）などの充実が図られます。

条例制定について

これらのことを踏まえ、このたび、市では国が定める基準に従い次の3つの基準条例を定めます。なお、○印のところが各条例の対象としている項目です。

条例名	認可や届出（主に施設・設備に関すること）	運営に関すること	国の定める基準に準拠	国の定める基準に加え、市が独自に定めるもの
①登別市家庭的保育事業等 ^{※1} の設備及び運営の基準に関する条例	○	○	○	—
②登別市特定教育・保育施設 ^{※2} 及び特定地域型保育事業 ^{※3} の運営の基準に関する条例	— ※北海道の条例で定められます。	○	○	「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は支給認定保護者に必要に応じ費用の差額相当額の一部を支払うことができる」
③登別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例	○	○	○	「地域特性を生かし、人間性や国際性豊かな人材の育成を図るよう配慮する」

■新たな給付制度の対象となる施設の区分は次のとおりです。

		新制度										現行制度
新たな給付制度		特定教育・保育施設 (施設型給付)					特定地域型保育事業等 (地域型保育給付)					※4 幼稚園
施設		認定こども園				幼稚園	保育所	小規模 保育	家庭的 保育	事業所 内保育	居宅訪問 型保育	
		幼保 連携型	幼稚園 型	保育所 型	地方 裁量型							
年齢 区分	0～2 歳児	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-
	3～5 歳児	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-

- ※1 家庭的保育事業等 小規模保育等の事業の総称で、地域型保育事業とも言い、認可は市が行います。なお、②の条例のうちの「特定地域型保育事業」として運営の基準を定めます。
- ※2 特定教育・保育施設 新制度の給付対象となる施設のうち認定こども園、幼稚園、保育所のこと、施設型給付と呼ばれます。
- ※3 特定地域型保育事業 新制度の給付対象となる施設のうち※2以外のもの（家庭的保育事業等）で、地域型保育給付と呼ばれます。
- ※4 既存幼稚園は現行制度に残る場合もあります。

以上3つの条例（案）につきましては、登別市子ども・子育て会議への諮問とさせていただきます。

各委員からお寄せいただくご意見等を踏まえ、次回、8月18日（月）の会議で協議のうえ、答申とさせていただきますのでご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、想定される市独自の事業、運営等につきましては、今後の会議の中で具体的に協議し、要領・要綱などで定める予定です。

※大変恐れ入りますが、条例案についてご意見等がございましたら、事前に8月15日（金）までに下記までFAX・メール等でお知らせいただけますと幸いです。

連絡先

登別市保健福祉部子育てグループ

電話 0143-85-5634

FAX 0143-85-1108

Email child@city.noboribetsu.lg.jp